

マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止についての方針

セントレア直営外貨両替は、空港を利用して出発又は到着される個人のお客様の外貨両替に健全にお応えするため、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する国際条約等、並びに「外国為替及び外国貿易法」「犯罪収益移転防止法」等関係法令の趣旨を踏まえ、ご両替されるお客様に、以下のご協力をお願い申し上げます。

・外貨両替に際し、渡航先をお聞きすること、顔写真入り公的書類のご提示を求めその写しを保管すること、及びご職業や事業内容、お取引の目的や背景、資産や原資などについて、詳しいご説明や裏付けとなる資料のご提出をお願いすることがございます。

上記ご説明やご提出等にご協力頂けない場合は、当社判断により、お取引のご依頼に応じることができない場合や確認に時間をいただくことがございます。

・法人のお客様のお取引及び個人・法人を問わず、事業性資金のお取引についてはお断りしております。

・10万円以上ご両替をされるお客様につきましては、外貨両替票の記入欄に、「お名前・お電話番号・ご搭乗便名」のご記入、またはご申告をお願い致します。

また、50万円以上ご両替をされるお客様につきましては、顔写真入り公的書類のご提示を求めその写しを保管するとともに、上記外貨両替票への記入または申告に加えて、当社所定の書類にご提示いただいた公的書類と同一の「お名前・ご住所・生年月日」等のご記入をお願い致します。

・当社の規定により、セントレア直営外貨両替全店における1日の両替取引限度額、および同一名義人または同一世帯による1ヵ月（30日）の両替取引限度額を100万円以内とさせていただきます。

・未成年者におけるお取引は10万円未満とさせていただき、10万円を超えるお取引は親権者等の同意の確認をさせていただきます。

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただきました個人情報及びご提示いただいた公的書類の写しに関しましては、犯罪収益移転防止法の金融機関等による本人確認及び関連法令に基づく対応以外の目的には一切使用いたしません。

令和8年2月1日 改訂